

## 宅建業に従事する者の名簿

### 1. 「事務所に従事する者」の範囲

#### ①全般

- 代表者は常に該当する。(非常勤であっても該当する。)
- 専任の宅地建物取引士、政令使用人は常に該当する。
- 非常勤役員(代表者を除く)は該当しない。
- 監査役は該当しない。

#### ②宅建業のみを業としている場合

- 常勤の役員(監査役を除く)は、全て該当する。
- 秘書、運転手、守衛等の宅地建物の取引に直接的な関係の少ない業務に服する者も該当する。
- 単に一時的に事務の補助をする者は該当しない。

#### ③他の業種と兼業している場合

- 他の業種に従事する者、両方を統括する一般管理部門に従事する職員は該当しない。ただし、他の業種が副次的な業務であり、主として宅建業をしている場合は、全体を統括する一般管理部門の職員も該当する。
- 宅建業担当役員は該当する。
- 他の業種を担当していても、宅建業に係る比重が大きい役員は該当する。

### 2. 「従業者証明書番号」の付け方

宅建業を取ったときにいた方は開業時の免許年月、途中で入った方は入社年月を用いる。

例：開業(入社)年月日 2016年6月の場合

従業者証明書番号-「1 6 0 6 0 1」

年 月 1番目に雇用

(西暦下2桁) (宅建業者で連番にて取っていく

番号は重複しないこと)

### 3. 「主たる職務内容」

代表者又は役員の場合には役職名、それ以外の者については、総務、人事、経理、設計、営業などに区分して記入する。(専任の宅地建物取引士についてはその旨記載)



